

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

平成 16 年 10 月 8 日

原子力災害対策特別措置法に基づき作成している「浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画」(1)を静岡県および御前崎市との協議を経て修正し、本日(平成 16年 10月 8日)、修正した原子力事業者防災業務計画を国に届け出ました。

原子力災害対策特別措置法では、原子力事業者防災業務計画を毎年検討し、必要に応じ修正することが定められており、検討の結果を踏まえて今回修正したものであります。

< 修正の要旨 >

(1)副原子力防災管理者(2)のうち技術課長等の位置づけの見直し

副原子力防災管理者のうち、技術課長および発電準備第一課長について、当直指揮者(3)と区別して位置づける。

(2)オフサイトセンターへの連絡窓口の見直し

オフサイトセンターへ情報発信する際の口頭による連絡窓口を、対外情報班から技術班に変更する。

(3)記載の適正化

< 修正の理由 >

(1)副原子力防災管理者を選任する場合の対象者として、従来、技術課長及び発電準備第一課長を当直指揮者の一部としてきたが、これらの者はトラブル対応業務に精通していることから、当直指揮者と区別することとした。

(2)直接オフサイトセンターと技術的事項を含めて連絡を取り合うことができるよう、技術班を連絡窓口とした。

(3)誤記訂正等

- 1 原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生と拡大の防止、および原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画書
- 2 原子力防災管理者である発電所長を補佐する者
- 3 平日夜間・休祭日において、通報連絡等を行う当直者 3 名のうちの指揮者

以上

(参考1) 浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画の構成と主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想及び計画の運用と修正
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、緊急体制発令時のオフサイトセンターへの要員派遣など緊急事態応急対策等
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等
第5章 その他	他の原子力事業者への協力

(参考2) 副原子力防災管理者

修正前	修正後
建設所長、技術部長、発電部長、 保守部長、建設所副所長(発電準備)、 建設所副所長(工事)、 当直指揮者()	建設所長、技術部長、発電部長、 保守部長、建設所副所長(発電準備)、 建設所副所長(工事)、 技術課長、発電準備第一課長 当直指揮者

修正前は、技術課長、発電準備第一課長は当直指揮者の一部として扱っていた。